

扶養親族等申告書がお手元に届いた方へ

**「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」  
の記入例の一部誤りに係る修正について（お詫び）**

「令和7年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、記入例の説明内容に一部誤りがありましたのでお知らせいたします。

受給者の皆様には、誤った説明を載せてしまったことをお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように努めてまいります。

（修正箇所）

「記入例」のうち、配偶者の所得の説明文

配偶者の収入が年金のみで  
**65歳未満の方:158万円以下**  
**65歳以上の方:108万円以下**  
の場合、所得金額は「0円」となり、  
金額は記入不要です。



正しくは

配偶者の収入が年金のみで  
**65歳未満の方:108万円以下**  
**65歳以上の方:158万円以下**  
の場合、所得金額は「0円」となり、  
金額は記入不要です。

となります。

# 記入例 詳しくは同封の手引きを参照してください。

申告書を提出される場合は、該当箇所をすべて記入してください。

年金証書記号番号 8594

令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出期限 令和 年 月 日

1 変更なし  変更あり

2 氏名 共済 太郎 性別 男 生年月日 昭和33年6月10日 配偶者有無 有

住所 東京都千代田区平河町2-4-9

3 本人障害 1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他 等級 2 区分 1 普通障害 2 特別障害

4 900万円超え

5 本人の年間所得見積額 (500万円以下) 寡婦控除・ひとり親控除 遺職所得を除いた年間所得見積額 (500万円以下) 地方税(個人住民税)控除のみ 寡婦控除・ひとり親控除

6 源泉控除対象配偶者等

氏名	続柄	扶養区分	生年月日	住所	所得の種類・金額	障害の状況
共済 花子	配偶者	大(昭)平	40.5.6	同居	年金 40万円	1 身体障害者 1 普通障害

7 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)

氏名	続柄	扶養区分	生年月日	住所	所得の種類・金額	障害の状況
共済 一郎	2子	2 控除対象扶養親族(16歳以上)	16.7.8	同居	年金 40万円	1 身体障害者 1 普通障害

8 摘要欄(1)別居(国内)の扶養親族等 (2)別居(国外)の配偶者 (3)別居(国外)の扶養親族 (4)他の所得者が控除を受ける扶養親族等

(1) 共済 一郎 東京都〇〇

提出年月日を記入してください。

日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

所得税法上の障害の範囲や区分等は、手引き6頁を参照してください。

配偶者の収入が年金のみで  
65歳未満の方:108万円以下  
65歳以上の方:158万円以下  
の場合、所得金額は「0円」となり、金額は記入不要です。

所得 = 収入 - 控除額

収入額をそのまま記載すると控除対象外となる場合がありますのでご注意ください。所得の詳しい算出方法については手引き8頁を参照してください。

例えば、65歳以上で年金額の合計額が100万円の場合、所得 = 100万円 - 110万円(控除額) < 0なので、本来は控除対象ですが、年金額の欄に100万円と記載すると所得が100万円と判断され、控除対象外となります。控除対象扶養親族についても同じです。

控除対象扶養親族等の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

別居の扶養親族等については、8摘要欄に住所等を記載してください。

その他ご不明な点はこちらをご覧ください

同封の冊子 「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

地方職員共済組合 ホームページ お知らせ → 年金に関するお知らせ → 「令和7年分扶養親族等申告書」についてのQ&A

パソコンから <https://www.chikyosai.or.jp> または 地方職員共済組合

スマホから



本部お問い合わせ先

〒102-8601  
東京都千代田区平河町2-4-9  
地共済センタービル内  
☎03-3261-9842 年金相談課  
☎03-3261-9846 給付課